

ロールズと福祉国家

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 恭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006785

ローズと福祉国家

伊藤 恭彦

- 一 はじめに
- 二 正義の原理と「秩序ある社会」
- 三 市場システムと公共部門
- 四 むすびにかえて—ローズにおける「政治」の一断面
- 一 はじめに

先進資本主義諸国において、おおよそ第二次世界大戦後確立された「福祉国家」は、七〇年代の二回のオイル・ショックを契機として、危機の時代をむかえたといわれる。こうした危機状況とならんで、激的な「福祉国家」批判が生じたことは、周知の事からであろう。この「福祉国家」批判を支えた「政治哲学」は、フリードマン、ハイエク流の「リベタリアニズム」であり、現実政治において反「福祉国家」的政策—「小さな政府論」をベースに、「福祉削減」を推進したのが、新保守主義政権であるといわれる。サッチャー政権、レーガン政権であった。

しかし、八〇年代初頭のこうした「福祉国家」批判と、今日の問題状況を比較するなら、明らかに、あるイッシューの転換がみられる。即ち、新保守主義政権による「福祉削減」の推進は、逆に「福祉国家の不可逆性」（オッフエ）を、はからずも示すこととなり、「福祉国家」問題の今日的対抗は、その「選択的縮小」と「選択的再構築」の対峙であるといわれる⁽¹⁾。ここで問われているのは、公共部門の新たな役割とその再編成、さらには、政府部門と基底社会との新たな連関づけであろう。そして、こうした問いに直面した時、求められるのは、新たな「公共哲学」——「社会哲学」である。というのは、特殊アメリカ合衆国の文脈だが、セオドア・J・ロウイ流に言えば、ローズヴェルト以来確立されてきた政治システム（——「福祉国家」）のイデオロギーである「利益集団リベラリズム」においては、多元主義的均衡が正義であるというドグマによって支配されてきたため、公私問題（あるいは、政府部門と基底社会の関係）を原理的に捉える「公共哲学」が貶価されてきたのである⁽²⁾。この意味で、「福祉国家」の危機と「福祉国家」批判を背景としながら、新たな政治哲学、なかならず、さまざまに「正義論」が復権してきたのは偶然ではない。

こうしてアドホックな政策をめぐる論戦ではなく、政策や政治体制を支える政治的諸価値の内実とその編成をめぐる論戦が、現代政治理論の最もホットなテーマとして形づくられてきたのである。この政治哲学的論戦、なかならず「正義」をめぐる論戦は、多くの論者をまきこみつつ、複雑な論争状況を呈しているが、おおよそ、リバタリアン(libertarian)、『ウェルフェアリベラリズム(welfare liberalism)』、『ソーシャリスト(socialist)』、『コミュニタリアン(communitarian)』という四大陣営が形成されたといわれる⁽³⁾。

こうした政治哲学的論戦の発端となったのが、ジョン・ロールズ(John Rawls)の『正義論』⁽⁴⁾刊行（一九七一年）——それは、「福祉国家」の危機の直前ではあるが——である。ロールズが、上記四大陣営中のウェルフェアリベラリズム、即ち、福祉擁護リベラリズムに類型化されることは、今日では、ほとんど常識であろう。彼の『正義論』を繙くなら、あ

る「福祉国家」的志向を、そこから読み取ることが困難なことではないし、そうしたロールズ「解釈」は、とりあえず正当なものといえよう。しかし、「福祉国家」といつても、その内実は多様に想定しうるし、現存「福祉国家」に限定したとしても、それは各国ごとに、すぐれて個性的なものである。このような「福祉国家」の多様性を念頭におくなら、ロールズ「福祉擁護リベラリズム」という規定をひとまず承認したとしても、なお次のような問いを設定することは、可能であると思われる。即ち、ロールズはいかなる「福祉国家」を擁護しようとしているのか（または、擁護したのか）と。この問いに対する解答の一端をロールズの『正義論』に即して提出することが本稿の課題である。⁽⁵⁾

この課題の意義は、第一に前述の政府部門と基底社会との連関についてである。ロールズは『正義論』において、自由、平等、友愛、効率性といった政治的諸価値の内実を追求し、その現代的意味を確認したうえで、それらを彼の正義の二原理で総括しようとしている。この正義の二原理は、また、一つの社会編成原理と考えられるのであり、ロールズは、これによって、ある社会像を『正義論』で提示しようとしている。さらに、『正義論』第二部では、こうした社会を支える制度——政府部門についての構想も示している。本稿では、『正義論』の内容を価値論→社会論→制度論と再構成し、その中から政府部門と基底社会とのロールズによる連関づけを抽出しようとする。そして、もし、その連関がともかくも「福祉国家」的と捉えられうるなら、現在の「福祉国家」問題を原理的に考察するための一つの有益な指針となるかもしれない。

第二は、「ロールズ研究」にとつての固有の意義である。即ち、ロールズが擁護しようとしている（または、擁護した）「福祉国家」の有意味性の確認ということである。直截的にいえば、今日においてもロールズの「福祉国家」に、まだ何ほどかの意義があるのか、また、あるとしたら、その内容如何ということである。ロールズをはじめとした現代政治哲学研究を、抽象的な政治的「価値論イジリ」（内田義彦）に終わらせることなく、「ポスト福祉国家」や、現存社会主

義体制の危機⁽⁶⁾といった現代政治状況を念頭においた、次なる新たな「社会像」構築という現代社会科学の大きなテーマへと、連関づけていくには、こうした作業は必要であると考えられる。

- (1) 山口定『政治体制』（東大出版会 一九八九年）一五三〜一五四頁。
- (2) 例えば、ロウイは次のように述べる。多元主義は、よき社会のモデルとなり法哲学となったが、その結果は、「強い積極政府ではなく、大きくなったがゆえに無力になった弱い政府ということであった。範囲において限界をおかず行為において形式をもたず意図において一貫性がない（つまりアド・ホックな）政府というものは、正義を構想することも実現することもできないのである」。Theodore J. Lowi, *The End of Liberalism-The Second Republic of the United States* (W.W. Norton & Company 1979) 翻訳 村松岐夫監訳『自由主義の終焉 現代政府の問題性』（木鐸社 一九八一年）
- (3) 今日の政治哲学的論戦の状況については、以下のものを参照。James P. Sterba, "Recent work on Alternative Conceptions of Justice (*American Philosophical Quarterly* Vol. 23 1986)" 川本隆史「現代正義論の構図—ロールズ批判を基軸として—」（『社会科学討究』九五号 一九八七年）、「座談会」法哲学と実定法学との対話」（『法学教室』No. 102 一九八九年三月）上の、特に井上達夫の発言。
- (4) A *Theory of Justice* (Harvard U.P. 1971) 翻訳 矢島欽次監訳『正義論』（紀伊国屋書店 一九七九年）
- (5) 筆者は、前稿「ジョン・ロールズの正義の原理と制度論—協働、正義に適う制度そして福祉国家」（大阪市立大『法学雑誌』第三五巻第二号、第三六巻第一号、三六巻第二号）で、ロールズと「福祉国家」問題を扱った。本稿は、それを、ロールズにおける「基底社会と公共部門」という観点からもう一度整理しようとするものである。
- (6) 現代政治哲学の論戦は、また、現在大きな転換点にある現存社会主義国の諸問題—そこでは、自由、平等、効率性といった政治的価値の新たな編成が鋭角的に問われている—に対しても、一定のインプリケーションをもっていると考えられる。そして、アメリカ合衆国を中心に、政治哲学的論戦をも一つの背景として、「分析的マルクス主義」(Analytical Marxism) という思想運動が興隆していることも、この点と関連して興味深い。現代政治哲学上でのマルクス主義について、筆者は別稿「規範的マルクス主義政治哲学の諸相」（仮題）を準備している。検討はそちらに委ねたい。なお、「分析的マルクス主義」

について、その議論の一端を知らうべきは、John Roemer (ed.), *Analytical Marxism* (Cambridge U.P. 1986) が便利である。

二 正義の原理と「秩序ある社会」

〔一〕本稿は、ロールズにおける基底社会と政府部門との関連づけを明らかにすることを課題としているが、その際の検討対象を、『正義論』以降一九八〇年までのロールズの仕事としたい。この時期のロールズの仕事を、とりあえず『正義論』段階と呼びたいが、このような限定をするのは、次の理由である。消極的理由は、八〇年代以降、ロールズが、『正義論』第二部で展開したような政府部門論については、口を閉ざしている点である。より積極的な理由は、本稿の問題設定に直接かわる点である。即ち、本稿において明らかにされるべきは、基底社会と政府部門の連関を通して、ロールズが擁護しようとしている（あるいは、擁護した）「福祉国家」像であるが、八〇年代のロールズをも、同時に検討しようとするれば、新保守主義による「福祉国家」批判と現実の「福祉国家」の危機の進行という七〇年代とは、異なる問題状況を念頭において、そうした問題に対して、ロールズがいかに対応しようとしたのか（あるいは、していないのか）という論点を組み込まざるをえない。七〇年代と八〇年代とは、ある断絶が存在すると想定したほうが、ロールズの「福祉国家」の原像を描くうえで、誤差をもちこまないことになろう。⁽¹⁾

本稿の検討対象を『正義論』段階のロールズとしたうえで、さらに、『正義論』中の原理論（正義の原理の定式化とその説明がなされる第一部第一章、第二章、ならびに「秩序ある社会」が、一定描かれる第三部）と制度論（第二部）を、扱うことにしたい。したがって、「原初状態」論は、正面からあつかわない。ロールズ自身「公正としての正義は、（一）

初期状況の解釈とそこで課せられる選択問題の解釈、(二)議論され、合意されるであろう一組の原理という二つの部分から成り立っていることは注目に値する。ある人は理論の第一の部分（あるいは、その何らかの変形）を受け入れるかもしれないし、その逆もありうる」（一五頁 一二頁。以下、『正義論』からの引用は、引用直後に、英語版、翻訳Ⅱ修正版という順にページ数を記載する）と述べているから、本稿のような限定もあながち不当なものではないであろう。

〔二〕ロールズが、『正義論』で提示した正義の原理は、周知のように、以下の二原理である。

第一原理（平等な自由の原理）。各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全体系に対する平等な権利をもつべきであるが、そうした基本的諸自由の体系は、すべての人の同様の体系と両立しなくてはならない。

第二原理（格差原理と機会の公正な平等原理）。社会的、経済的諸不平等は、以下の二条件を満たすように取り決められねばならない。(a) 正義に適う貯蓄原理と相容れる形で、最も不利な人々の最大の利益となること。(b) 機会の公正な平等という条件の下ですべての人に對して開かれていたる諸公職と諸地位に伴うこと。

ロールズは、正義の第一の主題を「社会の基本構造」とするが、その意味は、この正義の二原理が「社会の基本構造」における権利と義務の割り当て方法を提供し、「社会的協働」の結果もたらされる便益と、各人が「社会的協働」において負担すべきものの分配を定めるということである。より具体的には、この二原理が分配するのは、「第一位社会善」(the primary social good) である。それは、各人の善の構想 (the conception of good) Ⅱ 「生の計画」が何であれ、その実現に不可欠なものと定義される。その内容は、自由、基本的権利、権威、機会、所得、富、および自尊心の社会的基礎である。

ロールズは、正義の二原理によって、その「基本構造」が有効に規制されている社会を「秩序ある社会」(well-ordered society)と呼ぶ。以下では、各原理の内容を確定しながら、この「秩序ある社会」、即ち、ロールズにおける基底社会を描いていこう。

〔三〕正義の第一原理は、第二原理に対して、レキシカル・オーダー (lexical order) に従って、絶対的な優先順位が与えられている。第一原理が、社会的に完全に充足されない限り、第二原理は作動しないのである。

「各人は、正義に基礎づけられた不可侵権を有しており、社会全体の福祉ですら、これを覆すことはできない。この理由によって、ある人の自由の喪失が、他の人々により多くの善を与えるという理由で、正しいとされることを正義は否定する。多数者に以前より多くの有利性を与えることによって、少数者に強いられる犠牲が償われることを正義は認めない」(三〇四頁 三二頁)。ここには、ロールズの功利主義批判が、端的に表明されているわけだが、経済的有利性の分配が考慮される以前に、各人に自由を平等に分配すべきことを、第一原理の優先は物語っている。

さて、第一原理は、文字通り自由の平等な分配を要求しているが、注意すべきは、その自由が「基本的諸自由」(basic liberties)であるという点である。内容の上で多様に想定されうる自由を、ロールズは基本的なものとするのではないものと峻別し、前者のみを、第一原理の守備範囲としているのである。さらに、ロールズは、この「基本的諸自由」が、「自由のリスト」によって明記されるとしている。「自由のリスト」の内容は、政治的自由(投票権、公職に就く権利)、言論および集会の自由、良心と思想の自由、身体的自由、個人的な財産を保有する権利、恣意的逮捕や押収からの自由である。

ロールズは「自由のリスト」をどういう基準でつくるのかという点を、原理的に展開していない。にもかかわらず、

「自由のリスト」に対して一つの重要な限定を与えている。即ち、「リストにのっていない自由、例えばある種の財産（例えば、生産手段）を所有する権利や、自由放任説によって理解されるような契約の自由は基本的ではない。そこで、こうした自由は、第一原理の優先によっても保護されはしない」（翻訳―修正版で、新たに挿入。四八頁）。このように「自由のリスト」から生産手段所有の自由が排除された点に、ロールズの自由論の大きな特徴がある。ロールズの自由論は、初期近代の多くの自由論とは異なり、資本主義的財産権の中核である生産手段の所有の自由を排除した、その意味で現代的、「福祉国家」的自由論であるといえよう。

「基本的諸自由」が、各人に平等に分配されることは、「秩序ある社会」ととって、以下のような意味をもつ。ロールズは、各人が自由に構想する善の内容は、基本的に多元的であり、正義の原理は、いかなる善の構想に対しても公正であるべきとする。さて、第一原理が各人に平等に分配する「基本的諸自由」は、各人が善の構想を創り、維持する上で最も基礎的条件と位置づけられる。したがって、「秩序ある社会」においては、まずもって、さまざまな善の構想が花びらくための、基礎的条件が、すべての人に平等に分配されているのである。

〔四〕第二原理上では、レキシカル・オーダーによって（b）の機会の公正な平等原理が（a）の格差原理に対して、優先する。

機会の公正な平等原理からみてみよう。この原理は、固定した身分制が存在しないと、立法上、各人に機会が平等に与えられているという、いわゆる機会の形式的平等に反対し、その実質的平等を求めるのである。即ち、同じ能力や才能、技能をもつ人々は、同じ生の機会をもつべきであり、彼らは、社会システム上のスタートの位置や階級的位置にかかわらず、いろいろな公職や社会的地位へ平等にアクセスできるのでなければならないというのである。

このような実質的に開かれた機会が要請されるのは、以下の点にある。「もし、ある地位が、すべての人にとって公正な基礎に基づいて開放されていないなら、そこから締め出された人々は、たとえ、そうした地位に就くことを許されている人々の一層大きな努力から便益をえていたとしても、正義にもとる扱いをうけていると感じて当然である。……彼らは、職務のもつ一定の外部報酬から排除されているだけではなく、社会的義務を巧みに果たし、それにうちこむことから生じる自我の実現の体験を禁じられているのだから、不平を言つて当然である。彼らは、人間の善の主要形態の一つを奪われている」(八四頁 六五頁)。

「秩序ある社会」においては、各人の善が実現される場である社会的地位や公職へのアクセスが、社会的階級の違ひ(ロールズは、それを社会的偶然であるとする²⁾)によつて左右されることがないように、機会の公正な平等原理によつて是正されているのである。自らのもつ才能、能力にしたがつて、各人は自ら望む、さまざまな地位へ到達することができるのである。

ロールズは、さらに、自然によつて個々人に分配される生来の資質や能力の結果生じる不平等をも問題にしようとしている。そのために、導入されるのが格差原理である。

個々人が生まれながらにもつ資質、能力、才能の違ひは、個々人の主体的努力の結果ではないという意味で、自然的事実である。機会の公正な平等原理によつて、同じ資質等をもつ人が、その社会的階級の地位の違ひにかかわらず、等しいチャンスを保障されたとしても、資質、能力、才能の格差故に生じる不平等は是正されえない。そればかりか、その原理が存在しないとき以上に、メリトクラティックな結果になるかもしれない。生来の資質において恵まれない者は、不利な社会的地位に甘んずるべきなのか。ロールズは、そのような不平等を、正義の名において認めない。自然による資質、能力、才能の格差の分配は、人が主体的に選択したものではないから、「道徳的視点からすれば恣意的なもの」だ

というのである。

さて、格差原理は、社会的・経済的不平等が、社会の最も恵まれない人の期待改善に貢献すべきことを要請する。豊かな才能や能力をもって生まれた人が、そうした資質をいかして有利性を獲得しようとしても、格差原理は、その有利性をその人の個人的利得のためにのみ用いることを許さない。人は自らの才能や能力を社会の「共通の資産」とみなすべきであり、社会の最も恵まれない人の状況改善に、自らの資質を使い、その結果得られる利得ならば、各人は得ることができるのである。⁽³⁾

このように、格差原理は、各人のさまざまな資質、才能、能力をいかした善追求活動をそれ自体、社会の最も恵まれない人の期待改善に貢献させることによって（「鎖状結合」(chain connection)⁽⁴⁾の仮定と結び付いて）、「互恵的、相互有利的協働」を達成しようとするのである。したがって、格差原理の意図は、第一義的に再分配にあるのではなく、このような社会構成員間の意味ある「協働」の確立にあるという点は注意しなくてはならない。こうした「協働」達成は、「友愛の本来の意味」、即ち、「暮らし向きあまりよくない人の便益にならないとすれば、より大きな有利性をもたらす」とは思わないという理念（一〇五頁 八〇頁）に対応すると、ロールズは述べている。この点で、ロールズは、家族共同体の例をあげているわけだが、そのことから推察されるように、格差原理の狙いは、一つの「協働社会」の確立なのである。

「秩序ある社会」においては、前述のように、正義の第一原理、ならびに機会の公正な平等原理によって、各人の善追求の基礎的条件が与えられていた。人は、そうした基礎条件と自らの資質等を結び付け、自らが構想した善の計画を実現、発展させるために、さまざまな活動に従事するが、格差原理は、そうした多様な活動を「相互有利的な協働」へと回路づけるのである。

「五」以上みてきたような「秩序ある社会」は、各人の善の構想に必要な条件を、公正に分配し、さまざまな善の構想が花ひらく、リベラルな社会といえる。その上、格差原理によつて、「社会的協働」が達成されるという中には、恵まれない人への配慮（福祉）が含まれているという点で、誤解をおそれずにいえば、この社会は、一つの「福祉社会」であるといえる。

こうした「協働」の全体像をロールズは、具体的に展開してはいないが、以下のような注目に値する記述をしている。「秩序ある社会」は「分業の最も悪い面を克服する」。即ち、「誰も奴隷のように他の人々に従属している必要はないし、人間の思考や感受性を鈍らせる、単調にして機械的な職業を無理に選択する必要もない。各人は、自己の本性を構成するさまざまな要素が適切に表現されるように、さまざまな課題を与えられうる。だが、労働がすべての人にとつて意味あるときでさえ、われわれは他の人々に対する依存を克服することはできないし、そう願うべきでもない。完全に正義に適う社会では、人々は自分たち独特のやりかたで自己の善をえようと努める。そして、彼らは、自分たちがやりえなかつたこと、実際にはやらなかつたが、やる可能性があつたこと、これらをするために仲間頼るのである。……われわれは、なおざりにしたり、全く欠けている資質を達成するために、他の人々に頼らねばならない。集団的な社会活動、即ち、多くの連合体を規制する最も大きな連合体（「秩序ある社会」のこと―引用者）の公共生活は、われわれの努力を支え、そして貢献をひきだすのである。……分業は、各人が完全になることによつてではなく、すべての人が自由に参加しうる（また、参加したくなる）さまざまな社会連合の正義に適う連合体の自発的にして、意味ある労働によつて克服されるのである」（五二九頁 四一四～五頁）。

各人の多様な善追求活動が織りなす「社会的協働」を、ロールズは以上のように描くのである。この「協働」は、各

人の善の構想を実現するとともに、それが「社会的協働」の一環としての「意味ある労働」であるという点で、「自尊心の社会的基礎」を提供するものであるといえる。各人に、その善の構想実現のための基礎条件＝基本的諸自由、機会、所得、富を公正に分配することからスタートしつつも、そうした個別の善実現を一つの「協働」へと回路づけようとする点に、別言すれば、分配的正義から問題をたてつつも、事実上、生産的正義 (productive justice)⁽⁵⁾をも視野に入れていく点に、ロールズの「秩序ある社会」の大きな特徴が読みとれるであろう。

(1) 八〇年代のロールズの仕事をも視野に入れた近年のロールズ研究としては、例えば次のものがある。David Mappel, *Social Justice Reconsidered: The Problem of Appropriate Precision in a Theory of Justice* (University of Illinois Press 1989), Thomas W. Pogge, *Realizing Rawls* (Cornell U.P. 1989)

(2) ロールズが、社会的階級の違ひのことを偶然といているのは、人が、ある社会的階級の地位に生まれつくことの偶然性、即ち、誰も自らが生まれおちる地位を主体的に選択しえないというレヴェルでのことである。

(3) ロールズは、「社会的協働」へ参加する者が、利他主義者 (altruist) であるとは想定していない。「原初状態」の当事者は、自己利益の最大化にのみ関心を有している。にもかかわらず、彼らが格差原理を受けられるなら、自己の利益追求が、あらゆる種の利他的結果を生み出すのである。また、格差原理のうちには、効率性という価値もビルトインされている。この点は、ロールズの「寄与曲線」読解にかかわる論点であるが、詳細については、前掲、拙稿参照。

(4) 鎖状結合とは、「もし、ある有利性が最低の地位にある人の期待を引き上げるなら、その中間に位置する人の期待をも引き上げる」(八〇頁 六二頁) というものである。

(5) マルクスに即して、「生産的正義」の概念を明らかにしたものとして、次のものがある。Elliott R. Pruzan, *The Concept of Justice in Marx* (Peter Lange 1989) マルクス主義的正義概念を検討する際、生産的正義の概念が一つの鍵となると考えられるが、そうした正義の概念の現代的意味づけをするには、ここで展開したロールズの「社会的協働」論との対質が重要な論点となろう。ロールズの『正義論』を念頭においたうえで、マルクスの正義概念を復元しようとする試みには、例えば、

次のようなものがある。Allen Buchanan, *Marx and Justice: The Radical Critique of Liberalism* (Rowman and Littlefield 1982), Rodney G. Peffer, *Marxism, Morality, and Social Justice* (Princeton U.P. 1990) などが提起した問題については、前述のように機会を改めて論じたい。

三 市場システムと公共部門

「一」正義の原理によって有効に規制されている社会Ⅱ「秩序ある社会」は、各構成員の善追求の活動が、それ自体、相互有利的な形で結びつく一つの「協働社会」であった。そこでは、善追求が、直接的に、他者（とりわけ、最も恵まれない人）に貢献するという点で、公共部門による活動（特に、所得再分配）が前提にされてはいけないのである（基底社会Ⅱ「福祉社会」の論理）。

ところで、ロールズが『正義論』において対象としている社会は、「自己充足的な国民共同体」(a self-contained national community, 四五七頁 三六〇頁)である。したがって、正義の原理が規制するのは、小規模コミュニティ（フェイスツウフェイス共同体）ではなく、例えば、家族的親愛の情によっては構成員が結び付けられることのない、大規模社会である（ロールズは、国民共同体が内包する、いわば、「中間団体」的なものを「社会的諸連合」という形で、視野にはいれている）。こうした、「国民共同体」レヴェルでの「相互有利的協働」を達成すること、これがロールズの次の課題となる。

「二」「国民共同体」レヴェルでの「協働」システムとして、ロールズが導入するのは、市場である。市場システムは、

相互に独立に営まれる私的諸労働を、その結果生産される商品の交換（全面的な持ち手の交換——マルクス）を連関づける機構であり、そこにおいては商品所有者にとって非使用価値である自らの商品を、相互に価値として実現しうるのである。このように流通論レヴェルに限定していえば、市場は、ともかくも「相互有利的」なシステムといえるのである。

このような、市場システムの利点をロールズは、以下の三点でとらえる。第一は、市場における「完全競争は、効率性に関する完全な手続きである」（二七二頁 二二二頁）という点である。厚生経済学において指摘されているように、各経済主体が、自らの利潤、効用を最大化するように、生産物や労働の需給を決定する場合、完全競争の条件が満たされ、需要と供給が一致する均衡状態が成立しているなら、経済全体の生産、資源配分は、パレート基準でいうところの効率性が達成されているといえるのである。

第二の利点は、「必要とされる背景的制度が存在するなら、市場は、平等な自由と機会の公正な平等と両立することである」（二七二頁 二二二頁 強調点は筆者）。市場社会において、市民は、職業に対する自由な選択が可能であり、自由を制限するような指令経済を回避しうるのである。

第三の利点は、市場システムが、経済的権力の行使を脱中央化する点である。市場社会においては、中央政府による「包括的な直接計画」は、不必要であり、「個々の家計と企業は、経済の一般的条件に従って、独立に自らの意思決定を行う自由を有する」（二七三頁 二二二頁）のである。

このように、経済的効率性と自由ならびに機会の拡大への貢献を理由として、ロールズは国民共同体レヴェルの協働システムとして市場を導入するのである。しかし、注意しなければならないのは、ロールズは、無制約な市場ではなく、「背景となる制度」によって囲いこまれた市場を導入しようとしている点である。即ち、各人が、正義の原理を、自ら

の内面的規範（「正義の感覺」）にまで高め市場に参入するだけで、おのずと「相互有利的協働」が達成されるとは、考へられていない。ロールズは、市場における個々の行為（それ自体、正義に適つていたとしても）の、全体的、累積的帰結が孕む問題を考慮しなければならないというのである。「初期においては、条件が公正であっても、社会的、歴史的偶然と結びついた時には、表面上公正な同意の累積は、結果的に、そうした条件が、もはや維持され難いように、制度と機会を徐々に改変してしまうであろう⁽²⁾」。無制約な市場においては、初期においては正義に適う諸条件が整つていたとしても、時間的経過とともに、そうした正義の諸条件から、乖離してしまうというのである。

具体的には、理想的市場の完全競争下という効率性からの逸脱が、あげられる。独占による障壁の形成、情報の欠如、外部不経済、公共財提供の失敗、失業等をそうしたものとして、ロールズは、指摘する。さらに、より重要なことに、市場には、倫理的欠陥も存在する。即ち、市場は、個人の自由や機会の拡大に貢献するとしても、無制約な市場は、ニーズを考慮しないし、かつ、自由、機会の有効な行使の障害となるような不平等を累積する⁽³⁾。このような理由で、無制約な市場ではなく、コントロールに服した市場、即ち、「正義に適う制度」によって囲いこまれた市場が、求められるのである。このように、「協働」システムとしての市場の経済的、倫理的意義を承認しつつも、なお、市場システム単独では解決しえない問題群を、意識的にコントロールしようとするのが、ロールズが制度を考える際の基本的な発想である⁽⁴⁾。

「三」無制約な市場ではなく、「正義に適う制度」によって囲いこまれた市場こそが、国民共同体レヴェルでの「協働」を達成しうるのである。「正義に適う制度」、即ち「背景的制度に関する適切な図式を欠けば、分配過程の帰結は正義にもとるものとなるう」（二七五頁 二二三頁）。次にこの「背景的制度」の内容をみてみよう。

背景的制度の第一は、「平等な自由を保障する正義に適う憲法によって、基本構造が有効に規制されている」（二七五

頁 二一四頁）ということである。正義の第一原理上の基本的諸自由が、憲法のうちに具体化され、各人に平等に保障されていなくてはならないのである。⁽⁵⁾

第二は、機会の公正な平等原理が、制度的に保障されていることである。このために、ロールズは「教育システム」が確立されていることが必要であるとする。「政府は、通常いわれる社会共通資本の維持に加え、私立学校への補助金あるいは公立学校システムの確立によって、同じ資質と動機をもつ人々に対する教育や文化の等しい機会を保障するように努める」（二七五頁 二一四頁）ことが、このために要請される。これにより、「階級上の障壁」がならされ、「経済活動と職業の自由な選択における機会の平等」（同）が助長され、裏書されるのである。

第三は、企業や私的連合体の行動を規制し、独占的な制約と障壁を防ぐ制度が確立されていることである。

第四は、ソーシャル・ミニマムの保障である。このために、病氣や雇用に対する家族手当と特別支出と等級的所得補助といった装置が必要となる。

ロールズは、こうした背景的制度を確立するためには、以下のような政府部門が必要であるとする。第一は、配分部門（allocation branch）である。この部門の役割は、市場の競争性を維持するために、不当な市場支配力の形成を阻止することである。第二は、安定部門（stabilization branch）である。「働きたいと思う人が働くことができ、職業の自由な選択と、そのための財政の展開が、強力な有効需要によって維持されるという意味で、ほぼ完全雇用をもたらす」（二七六頁 二一四頁）ことが、この部門の役割である。第三は、移転部門（transfer branch）である。この部門の役割は「ニーズを考慮にいれ、それに適切なウェイトを割り当てる」（同）ことである。市場システムは、完全競争という条件が満たされている時でも、ニーズを考慮しないため、正義に合う分配装置とはなりえないから、こうした部門は必要なのである。第四は、分配部門（distributive branch）である。この部門の役割は、「租税と財産権に対する必要な調整に

よって、分配上の分け前における近似的正義を保持すること」(二七七頁 二一五頁)である。富の分配を是正するため、相続税や贈与税を課すこと、公共財を提供したり、移転支出をするための財源確保のために租税を課すことが、具体的内容である⁽⁶⁾。

以上が、市場を「相互有利的協働」達成のシステムとし、かつそうした理念からの逸脱を防ぐために構想された政府部門である⁽⁷⁾。この政府部門、換言すれば、ロールズの公共部門の編成は、無制約な市場(自由放任主義)に反対し、公共部門に市場規制と有効需要創出ならびに社会保障(再分配)の役割を担わせるという意味で、すぐれて「福祉国家」の制度であるといえる(ケインズ経済学十ヘヴァリツジ報告)。もちろん、ロールズは具体的な制度が、当該社会の政治・経済・文化等の諸条件によって左右されることを承認している。いずれにしても、基底社会の「福祉社会」的編成が、国民共同体レベルの市場を媒介として、いまや、「福祉国家」的制度と結びついたのである。

(1) 市場に対する倫理的評価の基準は、もとより多様である。例えば、A・ブキャナンは次のような基準をあげる。①社会ダーウィニズム的価値、②真価(desert)、③相互有利性ならびに功利主義的価値、④ロッキのあるいはリバタリアンの道徳的権利、⑤自由、⑥基本的権利の有効な行使のための条件、⑦搾取、⑧疎外ならびに積極的自由。Allen Buchanan, *Ethics, Efficiency, and the Market* (Rowman & Allanheld 1985) ロールズは、このうち、③⑤⑥を用いて市場を評価しようとしているといえよう。しかし、みたように、「秩序ある社会」においては、「意味ある労働」の確保という点で、素朴な形ではあれ、事実上⑦⑧がとりこまれていることは、見逃せなご。

(2) Rawls, *The Basic Structure as Subject* (*The American Philosophical Quarterly* 14 1977) p.159

(3) この点は、いふまでもなく、リバタリアンの市場観とは、鋭く対立するものである。

(4) A・ブキャナンは、この点にロールズとマルクスの親近性を読みとっている。即ち「個々人の自律と、個々人の信念と価値の形成に社会諸制度が及ぼす影響との関係」を両者とも承認しつつ(決定論とヴォランタリズムの結合)、「自律が達成さ

れうるのは、唯一、社会構造への意識的コントロールを通じてであるとしている。と云うのである。(A. Buchanan, *Marx and Justice* p. 159)

(5) 正義の第一原理の制度化についても、ロールズは展開しているが、ここでは、その詳細には立ち入らない。次章で少し扱うが、詳しくは、前掲、拙稿参照。

(6) ロールズは、さらに、市場を通じては提供されえない公共財に関与する部門として交換部門 (exchange branch) を考えている。

(7) 原理論ではなく、制度論において再分配が、市場社会での「協働」達成のために、登場することに注意。

四 むすびにかえて—ロールズにおける「政治」の一断面

「二」W・A・ロブソンは、かつて、「福祉国家の一部を構成すると考えられている多くの政策やプログラムは、本来その基礎にあるべき実証的もしくは総合的な哲学、ないしイデオロギーを有していない」と述べ、「福祉国家」における「政治哲学のないし社会哲学の欠如」を指摘した。⁽¹⁾ 現実の「福祉国家」をもたらしただのが、アドホックな政策や改革の積み上げであったといえるなら、ロールズが『正義論』で提示した「福祉国家」はそういったものではなく、一つの「政治哲学」によって、まさに「福祉国家」的制度—公共部門を基礎づけようとしたものといえる。即ち、自由—基本的諸自由、平等、友愛、効率性といった政治的諸価値を正義の二原理で総括し、その原理によって、基底社会を「秩序ある社会」—「福祉社会」と編成したうえで、その社会の中心的特徴である「相互有利的協働」を国民共同体—国民経済上の市場で実現し、維持するために「福祉国家」的公共部門が導入されたのであった。ロールズが『正義論』において擁護しようとした「福祉国家」の骨格は、このようなものであるといえる。

ロールズの公共部門の内容や機能を設定する基準は、正義に適う基底社会の「福祉社会」的編成理念のうちに求められることになる。基底社会における個々人の善の構想の実現と、そのためにはりめぐらされた「相互有利的」ネットワークを維持、発展させるために、また、その限りで公共部門の活動が設定されるのである。したがって、時々の公共部門の活動は、絶えず、この基準の照らして方向づけられるという点に、ロールズの「福祉国家」の最大の特徴があるといえる。

「二」このように、ロールズにおける基底社会と公共部門の連関を捉えることができるとするなら、最後に、残された問題は、公共部門を基底社会編成の理念に従って、コントロールする際の、政治の役割がロールズにおいてどのような位置づけられているのか、という点であろう。

ロールズは、正義の第一原理上の政治的自由の制度化の文脈で、いくつかの構想をもっている。そうした構想は、一人一票の準則の徹底、そのための選挙制度(ゲリマンダーの阻止)、政党への国庫補助、パブリックフォラムの活性化等である。こうした構想を貫く基本的な考えは、立憲民主主義と代表制の枠組みを維持しながら、その中で行使される政治的権力が、可能な限り、他の社会的権力(特に、経済的権力)によって影響されないようにしようとするものである(もちろん、ロールズの社会においては、「協働」の達成という形で、経済的権力の蓄積は、相当程度、除去されているのだが)。

例えば、政党に対する国庫補助について以下のような位置づけがされている。政党とは自分たち自身のためだけに政府に請願をするような、単なる利益団体ではなく、「公共善」(public good)のある構想を増進するものである。そうした役割を政党が果たすためには、政党を私的な経済的利益から独立させなければならない。「政党が私的な要求、つまり

パブリックフォーラムでは表明されることがなく、また、公共善の構想に照らして公開の場で議論されることもない要求に関して、自律していること」（二二六頁 一七六頁）が保障されていなくてはならないというのである。

こうした方策以上に、ここで特に注目したのは、パブリックフォーラムの活性化である。ロールズは、次のように述べる。「もし、パブリックフォーラムが自由で、すべての人に開かれ、しかも持続的に開かれているなら、すべての人が、それを利用しようようになっていくべきである。すべての市民は、政治的イシューについて知らされる手段をもつべきである。市民は、提案がどれだけ自らの福祉に影響を与え、どの政策が自分たちの公共善の構想を増進するのかを評価できる地位にあるべきである。さらに、市民は、そういった提案と政策にかわる代替案を政治的討論の議題につけ加える公正な機会をもつべきである」（二二五頁 一七五頁）。ここで述べられている「公共善」とは、「同じようにすべての人に有利になるような条件」（二三三頁 一八一頁）、即ち、各人の善の構想に等しく資する「社会的協働」の維持、発展であると考えられる。そうであるなら、パブリックフォーラムの活性化という構想は、市民の側から直接的に「基底社会」―「福祉社会」の理念に従って公共部門をコントロールする方策の一つとして位置づけられるだろう。

政治の世界を単に経済的権力行使から切断するだけではなく、代表制を補完する、いわば直接的な「自治」的な政治形態をも、ロールズは考えているといえよう。国民共同体レベルの市場は、たとえ公共部門によつて困いこまれていたとしても、新たに経済的権力を拡大するかもしれないし、公共部門それ自体、巨大な官僚制を生みだすかもしれない（「政府の失敗」）。これらは、市民間の意味ある「協働」を破壊する可能性を秘めている。こうした問題群に対して、「自治」的組織―パブリックフォーラムは、具体的な「社会的協働」の中にある市民による主体的な解決の方途を与える場になりうるだろう。もちろん、そのためには「自治」組織自体の民主性の質をどこまで高めうるのか、換言すれば、「自治」組織を市民の等身大にまで、どれくらい分権化しようのかが鍵となるのだが。

「三」基底社会と公共部門の連関づけという問題関心の下、ロールズの『正義論』の内容を整理してきたが、ロールズにおいては、公共部門編成の基準が、正義の原理によって規制された「秩序ある社会」のうちにあることが確認された。しかも、そこには、明確な形ではないにせよ、基底社会から市場をコントロールしうる「自治」的回路が設定されていたのであった。

市場の有意味性を維持しつつ、それを「福祉」の論理と両立させる（A・ブラインダー流に言えば「ハードヘッドとソフトハートの両立」）方策として、ロールズの「福祉国家」的制度は、注目に値する構想をもっているといえる。「秩序ある社会」のうちにロールズがビルトインした自由、平等、友愛、効率性といった政治的価値と、それらによって供される「自尊心の社会的基礎」を手放さず、さらに、ロールズも事実上視野に入れている「疎外」からの解放をも考慮して、世界大に広がる「体制改革」の方途を描くことができるのか。ロールズが『正義論』で提起した問題は、なお、検討されるべき豊かな素材を提供しているように、思われる。

(1) William A. Robson, *Welfare State and Welfare Society* (George Allen & Unwin 1976) 翻訳 辻清明、星野信也訳『福祉国家と福祉社会 幻想と現実』（東大出版会一九八〇年）四頁。

(2) もちろん、ロールズにおいて、こうしたパブリックフォーラムなるものが、政治制度の中核に位置づけられているわけではない。正義の原理の他の制度化同様、例示的な記述でしかない。にもかかわらず、ここでは、「ポスト福祉国家」といわれる状況において、ロールズの有意味性をふくらませるために、例示であれ彼が、こうした制度を視野に入れていることの重要性を少し拡大してみたい。「参加民主主義」とか、コミュニティアリアンのような政治参加を通じての「公民としての徳の陶冶」といった構想が、ロールズのリベラリズムと親和的であると述べるつもりはないが、ロールズにおける「福祉社会」の論理の徹底——「福祉社会」の論理による公共部門コントロールが、ある種の「自治」的組織を呼びこみうることを、この点

に注目したのである。なお、「グローバル・リストラクチャリング」の時代といわれる、現時点での課題の一つを「新しい自治の装置」の発見とする、加茂利男の分析と問題提起は、政治哲学研究に対しても、示唆的である。加茂利男「二つの世紀のはざままで 国境を超える体制改革」（自治体研究社 一九九〇年）参照。